

## 別表

補助対象事業	事業内容	補助対象者	補助対象経費	補助率	添付書類
空き店舗賃借料補助	中心市街地の空き店舗等を店舗又はその他商店街の魅力向上に寄与する施設として利活用する場合の賃借料を補助する。(転貸する場合を含む。)	商工会、商業振興協同組合	中心市街地の空き店舗等を店舗又はその他商店街の魅力向上に資する施設として利活用する場合の賃借料	賃借料の1/2以内(千円未満切り捨て) 上限(5万円/月、12月)	賃貸借契約書の写し又は証明書
空き店舗改修費補助	中心市街地の空き店舗等を利用して創業等する場合の改修費用の一部を補助する。	商工会の創業サポートを得て新規に創業等する者	店舗の外装・内装工事費及び設備(水道、電気、ガス、空調、通信)工事費	補助対象経費の2/3以内(千円未満切り捨て) 上限100万円	改修に係る見積書、賃貸借契約書の写し又は証明書(空き店舗賃借料補助を受けた事業者から転貸される場合)、南会津町商工会の意見書
既存店舗改修費補助	中心市街地にある店舗をまちなか再生計画に即して修景整備する場合の改修費用の一部を補助する。	町内で既に開業している者	まちなか再生計画に即して実施する店舗の外装・内装工事費	補助対象経費の1/2以内(千円未満切り捨て) 上限50万円	改修に係る見積書、南会津町商工会の意見書

※店舗改修費補助を受ける場合は、事業者、商工会、町の三者による事前相談が必要です。